

一般社団法人 コミュニティマネジメント協会（CMA）

賛助会員・規則

（目的）

第1条 一般社団法人 コミュニティマネジメント協会（以下「本会」という）は、定款第8条により、定款第3条の目的及び定款第4条の公的目的事業を支援・賛助する法人を本会賛助会員とすることにより、相互の業務・事業に貢献できる仕組みをつくり、もって相互の発展に寄与することとする。

（入会資格）

第2条 前条の本会賛助会員制度の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

（賛助会員の対象）

第4条 賛助会員の対象は、原則として次の各号による。

- (1) 定款第3条の目的及び定款第4条の公的目的事業に関連する法人
- (2) 本会と協力関係にある法人
- (3) 本会を支援する法人
- (4) その他 理事会が承認する者

（入会申込）

第5条 本会所定の申込書式に必要事項を記入のうえ、会長に提出する。

（入会金及び会費）

第6条 賛助会員の入会金、年会費については、次の各号による。

- (1) 入会金は2万円とする。
- (2) 年会費は5万円（1口）とし、1社1口以上とする。
- (3) 会費については、毎年度当初に本会事務局からの請求に基づき、納入する。

（法人会員の担当会員制）

第7条 法人の賛助会員の場合は、入会に際し1名の担当会員を登録し、入会後の連絡、交流等は担当会員を通じて行なう。

（賛助会員の資格・期間）

第8条 賛助会員資格は、本会が会費を受理した月より発効し、資格の継続は毎年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

（資格の喪失）

第9条 賛助会員資格の喪失は、次の各号による。

- (1) 本会を退会した時
- (2) 会員である法人が消滅した時
- (3) 会費の滞納が会費の1年分以上に相当する金額を超え、かつ本会からの督促に対して事由

なく応じない時

（退会）

第10条 賛助会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を完納したうえ、所定の退会届を会長に提出する。

（賛助会員の特典）

第11条 賛助会員の特典は、次の各号による。

- (1) 本会刊行物の無償配布を受ける。
- (2) 本会ホームページとのリンク等の情報優遇を受ける。
- (3) 前2号等へ広告掲載する場合に、広告料の割引等の優遇を受ける。
- (4) 本会正会員に講演・執筆等を依頼する場合、本会の仲介が得られる。
- (5) 賛助会員が企画するイベント等で、本会の協力が得られる。

附 則

- 1 この規則は、理事会決議により改正することができる。